

平成 3 0 年

総務委員会会議録

と き 平成30年12月11日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年12月11日（火） 午前10時00分～午後0時24分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤昌宏君 副委員長 新妻さえ子君
委員 高橋伸明君 委員 中塚亮君
委員 いながわ 貴之君 委員 須貝行宏君
委員 吉田ゆみこ君 委員 松澤利行君

出席説明員 桑村副区長 中山企画部長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 大野計画担当課長
品川財政課長 小林施設整備課長
中元広報広聴課長 木村報道・プロモーション担当課長
山本情報推進課長 榎本総務部長
米田参事(総務課長事務取扱) 島袋人権啓発課長
黒田人事課長 立木経理課長
伊東税務課長 齋藤会計管理者
秋山選挙管理委員会事務局長 小川監査委員事務局長
久保田区議会事務局長

○午前10時00分開会

○伊藤委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付いたしました審査・調査予定表のとおり、「報告事項」、「所管事務調査」、および「その他」と進めてまいります。また、理事者より所管質問の際の追加資料の配付を求められましたので、これを許可し、机上に配付させていただきました。

本日もよろしく願いいたします。

1 報告事項

(1) 地方公会計制度に基づく財務4表について

○伊藤委員長

それでは、予定1「報告事項」を聴取いたします。

初めに、(1)地方公会計制度に基づく財務4表につきまして議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○品川財政課長

それでは、私から、地方公会計制度に基づく財務4表についてご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。1番「目的と経過」でございます。区では、平成12年度決算から、貸借対照表および行政コスト計算書を作成し、「品川区の経営状況」として公表してまいりました。平成20年度決算からは、国の公会計制度の趣旨、総務省方式改訂モデルに基づいて財務4表を作成し、公表してございます。

2番をご覧ください。「普通会計財務4表総括」、それから3番「連結財務4表総括」、それから4番の「財務4表増減額内訳」をご説明させていただきます。

それでは2ページをご覧くださいませでしょうか。初めに右側の④です。「貸借対照表（バランスシート）」の欄でございます。これは、平成30年3月31日を基準としまして、左側、資産のところ、9,889億2,000万円、右側、将来返済する必要がある負債が293億円と、既に負担済みの正味価値である純資産が9,596億2,000万円と表記してございます。

続きまして①番「行政コスト計算書」の欄をご覧ください。1年間に提供されました行政サービスに要した全ての費用である行政コスト、1,472億7,000万円と、行政サービスを利用した使用料、手数料などの経常収益、73億8,000万円を相殺しまして、純経常行政コストとしまして1,398億9,000万円をあらわしております。

続きまして③番「純資産変動計算書」の欄をご覧ください。平成29年度中の純資産の変動をあらわしたものでございます。期首純資産残高9,512億7,000万円から、平成29年度中の変動であります、特別区民税、国や都の補助金など1,515億6,000万円が入りまして、①の行政コスト計算書での純経常行政コスト等が出まして、期末の純資産の残高が9,596億2,000万円となっております。こちらが④の貸借対照表の純資産と一致するものでございます。

それから最後に、②番「資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）」の欄をご覧ください。平成29年度中の現金の変動をあらわしたもので、期首資金残高52億9,000万円から、それぞれ経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支を差し引きまして、期末資金残高が62億円となりまして、こちらは④の貸借対照表の現金預金と一致するものでございます。

続きまして3ページをご覧くださいませでしょうか。普通会計の行政コスト計算書でございます。表の縦項目の上段が経常行政コストで、人件費、物件費等がございます。その下、経常収益で、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金等がございます。差し引きしますと、一番下の純経常行政コスト、約1,398億9,000万円となりまして、2ページの①の下段の金額と一致いたします。また、表の横項目ですが、目的別の内訳となっております、福祉の構成比率は49.4%と、約半分を占めていることがわかります。

それでは4ページをご覧ください。普通会計の資金収支計算書でございます。1番が通常事務事業の経常的収支額、2番目が施設整備等の公共資産整備収支、3番目が投資的経費の投資・財務的収支で、それぞれ1年間の現金の変動が、当年度歳計現金増減額、約9億円でございます。これに期首歳計現金残高の約53億円を足しまして、期末歳計現金残高が約62億円となりまして、こちらも2ページの②番の下段と一致するものでございます。

それでは5ページをご覧ください。普通会計、純資産変動計算書でございます。こちらは純資産の増減でございまして、期首純資産残高、約9,512億7,000万円から、純経常行政コスト、それから補助金等の受け入れ、臨時損益、科目振替など変動がございまして、一番下の欄が、期末純資産残高、約9,596億2,000万円となりまして、こちらも2ページ③番の下段と金額が一致するものとなっております。

それでは続いて6ページをご覧ください。普通会計の貸借対照表でございます。こちらは貸借対照表の全体像となります。左側が資産の部で、合計が一番下の9,889億2,485万3,000円で、純資産については、1番の公共資産、2番の投資等、3番の流動資産に分かれております。右側が負債の部となっております、合計が、中段のところになると思いますが、292億9,833万7,000円で、1番の固定負債、それから2番の流動負債と分かれております。固定と流動の違いにつきましては、返済が1年以内のものを流動としておりまして、長期のものは固定負債という考え方となっております。右側の下が純資産の部で、合計が9,596億2,651万6,000円で、こちらも、1番の公共資産等整備国県補助金等から4番の資産評価差額まで4つに分かれております。それぞれ、負債の部は将来的な負担があるもの、純資産の部は負担済みの財源となるもので、左側の資産形成をするために財源をどのような負担で行っているかわかると思えます。

それでは7ページをご覧くださいませでしょうか。連結財務4表でございます。この表は品川区単体だけではなく、ページ下段にあると思いますが、連結対象団体も含めて財務4表を計算したものでございます。右側、④番の貸借対照表の欄をご覧ください。資産は1兆132億2,000万円、負債が309億3,000万円、純資産が9,822億9,000万円と、連結であっても健全財政であることがわかります。注記でございますけれども、連結対象団体の一番下の欄に米印があると思えます。特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合は、財務諸表の作成モデルが異なっておりますので、現在のところ連結対象からは外しております。この3つの団体については統一的基準に移行しておりまして、現在、品川区も統一的な基準に移行しておりまして、平成30年度決算から再びこの3つの団体を連結対象としているものでございます。その他の財務4表の見方につきましては、普通会計で先ほどご説明したのと同じでございますので割愛させていただきます。

それでは12ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは財務4表のそれぞれの大きな項目の前年度との増減をあらわした表となっておりますので、後でゆっくりご覧いただければと思います。前

年と比べて大きく変動しておらず、基本的には健全財政が図られている、継続されているということがわかるかと思います。

それでは資料の1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。5番の「公表について」でございます。公表につきましては、広報しながわ（12月21日号）で、財務状況の公表にあわせまして平成29年度の財務4表を掲載させていただきます。それから、「品川区公会計レポート」、こちらはより詳しく書いてあるものになるのですが、ホームページにアップしております。それから、わかりやすく記載したパンフレットも配布させていただく予定でございます。

それから6番「その他」でございます。平成27年1月に総務省から統一的な基準による地方公会計の整備促進という通知がされまして、区でも平成30年度の決算からこの基準に合わせたシステムを導入する準備を今してございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

12ページの財務4表増減額内訳が一番整理されていると思うので、ここから伺いたいと思います。人件費と物件費についてですけれども、いわゆるこの間、品川区の行革を見ていると、保育園の給食や学校給食の民間委託や、最近では戸籍や認可保育園などの委託といたしますか、一部委託といたしますか、指定管理者制度も含めて運営委託が進んでおりますけれども、そういうものというのは、ここで言うと物件費に当たるということなのでしょうか。その対比で言うと、人件費は、何に当たるものなのかご説明いただきたいと思います。

○品川財政課長

ほぼ、委員がおっしゃったとおりでございます。基本的に、委託関係につきましては、この表の中では物件費という形で出しております。反対に人件費は、俗に言う区職員の給与、それから退職金等になるという形になってございます。

○中塚委員

そうすると、今まで行政がやっていたものが委託という形になると物件費で算出される。この仕組み自体は品川区が独自の考えを持ってつくっているものではないわけですが、実際の人件費コストが下がっているという説明は、実際には区がやっていたものを委託という形で物件費に置きかえたという実態があるかと思うのですけれども、いかがですか。また、そのことも含めて、区の財政状況を、特に広報などで公表する際には、物件費に、委託先の方の給与が入っているとは見えにくいと思うのです。そういうところでは、このつくり方は区が特別につくっているわけではないのですけれども、実際の姿がわかりにくく実態との乖離が生まれてしまうのではないかと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○品川財政課長

この表の中でということになると、人件費が物件費に流れているのかどうかというところは、はっきりと示せるのではなく、物件費については、例えば学校改築の経費だとか、教材の費用だとか、もうもろもろ含んでいますし、人件費についても、退職金は、年によってかなり変動が大きくなるというところがあります。要するに、前年度退職人数等、例えば平成28年退職人数と平成29年退職人数などで大きく数字が変わってしまうというふうな場合もございますので、なかなかこの表だけでは一概に

いろんなことが示せるものではないと思っています。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○高橋委員

ご説明ありがとうございました。これは広報しながら等に公表するというので、連結財務4表も公表するかどうかをお聞きしたいと思います。

○品川財政課長

連結財務4表は、品川区公会計レポートの中で公表しております。こちらのほうはかなり細かくなっておりますけれども、その中で公開してございます。

○高橋委員

これは、一般的に民間の会社ですと、6ページの普通会計の貸借対照表を見れば、大まかなことは対照表なのでわかると思うのです。それで、公表にあたっては、ホームページに品川区公会計レポートを上げると思うのですが、パンフレットは、「同時期」と書いてありますけれど、どの程度の内容を掲載するお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○品川財政課長

パンフレットは、多分もう皆さんご覧になっているかと思うのですが、「品川区の経営状況」ということで、このレベルでございます。いろいろ民間の貸借対照表とは、やはりどうしても行政の貸借対照表は違うやり方になってしまいますので、なかなか民間の財務諸表の知識でそのまま見ると、いろいろ疑問点はあると思いますけれども、行政の財務諸表のあらわし方にのっとって現在やっているということになります。

○伊藤委員長

ほかにはありますか。

○吉田委員

最初、新人研修のときにパンフレットを配られて、すごく立派なのをつくっているなと思いました。やはりそれまでの知識で見るとずれるところがあって、私の感覚で一番ずれたのが、パンフレットには減価償却費の累計額が出ているのです。民間で言うと、減価償却費というのは一方で資産として積んでいくじゃないですか。その扱いが、やはりよくわからなくて、私だけわからないのかと思ったら、いろいろな学習会に行くと、必ずほかの自治体の議員からも、減価償却費をどう扱っているのか、それで、先行している自治体がどう扱っているかというのは、すごく気になるのです。それで、一方で償却はするのだけれども積んでいかない。習志野市はそれに見合うような基金を別につくっているのですが、例えば品川区の場合、それをどういう扱いにしていくのか。町田市だったか、どこかの自治体で、資産として積んでいかないが、一方で減価償却はしていく。そうすると左右が一致しなくなるのではないかと、私は思って、それはどうなっていくのでしょうかというあたりはお答えいただいたのですが、理解できなくて、その辺をどういうふうな扱いにしていくのか、ぜひ伺いたいのと、それからパンフレットには減価償却費は累計額だけがたしか載っていて、そのことが出ていないので、おっしゃったように、普通の民間の会計の知識で見ると、この分がどこかに積まれているはずだと思われるのではないかと。その辺が、今後の公表の仕方ですというふうにしていくのか、教えていただきたいです。

○品川財政課長

いろいろ減価償却の点につきましては、現在のこのやり方ですと、民間の財務諸表と見比べていただ

くと疑問点が出てくるかと思うのですが、今、新しい公会計システムでやっております、平成30年度の決算から財務諸表を新しくつくるのですけれども、その新しい財務諸表からは固定資産台帳に基づいて今までの行政財産は出していくような形になるので、今よりも、より民間のやり方に近いやり方で今後やっていくというような方向で、現在のところ進めているという状況でございます。

○吉田委員

パンフレットもそのとき検討するということでよろしいですか。

○品川財政課長

このパンフレットについても、やはり公会計のやり方が少し変わりますので、表示の仕方等、多少は変わるかと。例えば、今までの実質赤字収支といった財政の公表として一般的なところは、大きく変わることはないと思うのですけれども、財務4表関係で、貸借対照表の部分といったところは、少し変更点が出てくるかと思えます。詳細については、今現在、検討しているところですので、少しお待ちいただければと思います。

○吉田委員

行政が出す財務諸表が判断できるように勉強していかなければいけないかと思うのですが、やはりその辺が難しいというので、ぜひわかりやすく。やはり減価償却をしていくようになったということが、新公会計制度の目玉で大きなところだと思うのです。今まではもう、取得の最初の価値のまま資産に計上されていて、それが老朽化したら、がっとなくなるわけで、そのことが減価償却をしていくということで、すごく減っていくことも明らかになるということではわかりやすくなるのだと思うのですけれども、一方で、やはり減価償却費の扱いというのはどういうふうにしていくのかということ、きちんと私たちも理解できるような形にしていただきたいと思います。

それから、中塚委員の質問にも関連すると思うのですが、企業だと決算書の補足説明に用いられる附属明細書がある。例えば、物件費なら物件費の中身が具体的にどうなっているかとか。それから負債で、固定負債などは、何と何の借金がどれぐらい今残っているかとか、そういうことも、附属明細書がないと、この財務諸表だけでは本当のことは理解できないと思うのです。私は決算などだと、そこがちゃんと見られないと本当の決算の評価はできないかと思っていますので、こういう新公会計制度が取り入れられるときを機会に、その辺の資料もぜひ充実していただきたいと思います。それから公会計レポート、毎年きちんと見ているわけではないのですけれども、これはこういう状況であるみたいな、「確かにレポートだな」と思うのですけれども、もう少し評価みたいのところまで踏み込んだ表現がされると、せっかくホームページ上で公開されていますので、区民の方で財政のことがすごくよくわかる方もたくさんいらっしゃると思うので、そういう公表の仕方も、ぜひ区民がみんな自治体の財政にも関心を持っていただくといいことでは検討していただければと思いますが、その辺は何かお考えがあれば教えてください。

○品川財政課長

表記の方法については、今後どうしていくか、検討していくということになると思います。自治体で先行して、いろいろと新しい方式を用いた財務諸表を作っているところもありますので、そういうところも参考にして考えていきたいと思っています。

○吉田委員

ぜひ検討していただきたいと思います。それから、ほかの自治体で既に始めているところには、成功している例もありますが、一回やってみただけで結局評価がうまくできなくて、議員の中での評価もうまくいか

なくて、すぐに変更したという、ある意味、失敗しながら模索をしているところもありますので、ぜひそういうところも参考にしていただけたらいいかと思います。これは要望です。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

7ページでお聞きしたいのですが、行政コスト計算書の枠の中の、「物件費など」には、光熱水費、物品購入費、減価償却費と記載されているのですが、建物、例えば区有施設の減価償却のコストは、まだこれには載っていないということによろしいのですよね。ということは、そのまま右側にいきまして貸借対照表の「資産」のところに「公共資産」とありますが、「道路、橋、公園、学校など」とありますが、これは、つくったときのコストがこのまま資産として残っているということなののでしょうか。教えてください。

○品川財政課長

まず、「行政コスト計算書」の物件費の「減価償却費」と書いてある部分についてですけれども、今、決算で出しています中に物件費という項目があると思うのですけれども、その部分をそのまま表記しているというのが現状という形でございますので、その形でご理解いただければと思います。

次に、「公共資産」のところですが。公共資産については、今、普通建設費の費用というような形での積み方になっており、そういったところで固定資産という考え方とちょっとずれがあるというところが、今のやり方の問題点というところでございます。

○須貝委員

そうすると、今度新しい制度では、減価償却費が入ってくると、この資産の中の公共資産という額はぐっと減ってくるということになるのでしょうか。それと、ここには道路、橋、公園、学校とあるのですが、橋というのはやはり区で持っている橋もあるのですか。ほとんどの橋が都が管理していると思うのですが、それも教えてください。道路は、都道、国道、区道とあるので、それはわかります。それで、公共施設の中で、おそらく土地も評価されていると思うのですが、公共資産の中の土地の評価は、ここに出す金額は、路線価をもとにして表記しているという解釈でよろしいのでしょうか。それとも別のやり方で資産額をここに載せているのでしょうか。

○品川財政課長

詳細のところになりますけれども、まず橋梁は、区で保有している歩道橋等もございますので、その部分での表記がされているというところでございます。それから、固定資産の計算のやり方なのですから、ちょっと先ほどお話ししましたように、普通建設費の積み上げというような形で、現在のところはやっているというところでございます。ですので、基本的には路線価で、本来は固定資産という形も出したいというところがあるのですが、それは今度の財務諸表で多分なってくるのではないかと考えてございます。そこが、先ほど申しました検討次第ということになります。

○須貝委員

ということは、そのときの購入額、そのときに評価した額がずっと続いているということで、今度新しい表記に変わったときには、相当また数字も変わってくるということですね。わかりました。

あと、資産の中で、投資などが756億3,000万円。これは有価証券等も入っていますが、それに流動資産をたしあわせる総額1,000億円を超えるというのは、すごい健全財政というのか、すごいと評価されるというのか。一応感想だけ述べさせていただきます。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 特別区人事委員会勧告に対する特別区長会の対応について

○伊藤委員長

次に、(2)特別区人事委員会勧告に対する特別区長会の対応についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは私から、特別区人事委員会勧告に対する特別区長会の対応についてご報告いたします。資料をご覧ください。

項目1「勧告概要」でございます。去る10月10日に特別区人事委員会より、各区議会議長および各区長宛てに勧告が行われました。勧告の概要といたしましては、(1)にありますとおり、公民較差、マイナス9,671円、マイナス2.46%の解消のため、給料表を改定する。(2)特別給の年間支給月数を0.1月引き上げまして、勤勉手当に割り振るものでございました。

項目2「対応内容」でございます。特別区長会は11月22日に、給料表の改定および特別給の引き上げについて実施しないということを決定いたしました。これによりまして、本年は給与改定を行わないということとなったものでございます。

項目3「経過」でございます。人事委員会勧告は尊重することが基本ではありますが、区長会として熟慮に熟慮を重ねた上、給与改定を実施しないということを決定したものでございます。

項目4「理由」でございます。大きく3つございまして、1つ目が行政系人事制度の改正ということでございます。職層を変更したことにより職員の構成に一過性のひずみが生じ、このひずみは制度改正の過渡期に生じたものであることでございます。2つ目が、優秀な人材の確保や社会経済状況に与える影響ということでございまして、国や多くの他団体の給与水準の引き上げが見込まれる中で、特別区のみ大幅な引き下げとなることは、人材確保の面で大きな影響があることと、あわせて特別区に給与水準等を準じているところなど、多方面への影響が懸念されることがございます。3つ目といたしまして、国や他団体の給与水準との均衡ということでございます。給与につきましては、他団体等との均衡が求められているところがございます。こちらの公務としての近似性・類似性を重視し、国家公務員の給与に準ずることを基本に均衡を図っているというものでございます。以上のような観点を踏まえまして、特別区長会としては、極めて異例な対応ではありますが、給与改定を実施しないと決定したものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

勧告概要の(1)、(2)にあります。今年調査したら公民較差がありますよということで、給料を引き下げろということだったけど、結果としては、今回はそれに従わないという形になったと思うんですけど、

これは来年も同じような調査をしていくのか。特別区人事委員会がどういう形でやるかわからないですが、もし来年やったときに、寄り戻しというか、一気にまた来るような気がするのですが、そういう想定はせず、今回の引き下げに関しては従わないということなのか。来年、また調査をしたら年間で低いという結果になったときに、ダブルパンチで来るのではないかと、すごく危惧するところなのですが、実際にどこまでお考えになっているのか。

○黒田人事課長

今回の一過性のゆがみというのが、職層を8層制から6層制に変更したことにより職員の構成が変わったということが大きな要因となっております。特別区全体の方向性としましては、特に主任の高位号給のところはかなり山があるということで、主任については係長職に任用するというので、労使との妥結の中でも係長選考を、特例選考というのを実施するというので、一定程度、職員の構成について23区全体で取り組んでいくというような内容もございます。あとは人事委員会の勧告は、毎年、人事委員会で行っているものなのですが、そういった中で、一過性のゆがみについて、今回こういう人事委員会の勧告を見送ったという背景については、特別区長会として人事委員会に伝えていくと伺っておりますので、基本的には、来年はまた人事委員会が民間の企業の実態調査をした上で勧告がなされるものだと思っております。

○いながわ委員

ありがとうございます。

○伊藤委員長

ほかにごありますか。

○須貝委員

前回の総務委員会での報告では、下げるとのお話だったと思います。それで、基本的には、ここには明確には明記されていませんが、やはりそのときに、23区職員の給与は、学識者らでつくる人事委員会の勧告を踏まえて、今回、こういう額が出てきたと。それは、勧告は民間企業と公務員の給与水準をそろえるのが目的だと。それで、毎年毎年、都内1,000社以上の企業の平均値をとった上で勧告がなされるという、非常に合理性があったわけですが、今回に関しては見合わせるというお話ですけど、せっかく学識経験者の皆さんがつくったものを、無視するようなやり方をしているのか。そして、毎年この基準でやりますということで、我々議会にも報告されているわけですが、では毎回、何かによって変わってってしまうというのだったら、何も人事委員会の意見を聞く必要もないし、区は区の独自の考え方でやれば良いという制度に見られてしまうのではないですか。その辺についてご見解をお聞かせください。

○黒田人事課長

先ほど資料でもご説明があったように、人事委員会勧告については尊重するのが基本だと。これは特別区長会としても基本的な姿勢は変わっているものではございません。今回は人事制度を改正した中で、8層制から6層制に変えた中で、職員構成が、一過性というのでしょうか、どうしても階層を少なくしたことによって、一部ひずみが出るというところで、民間の比較の中でも、今、景気が緩やかに回復しているという中で、特別区の職員の給与だけが平均1万円近く下がるというのは、情勢適応の原則から考えてもどうなのかというところで、区長会として異例の対応として今回見送ったというものでございます。人事委員会の勧告は尊重するという基本的な考え方に変わりはないというものでございます。

○須貝委員

ご存じのとおり、日本全体の勤労者所得、平均年収は430万円か440万円と言われている中で、決して23区の職員の皆さんの給与が安いわけではなくて、実際、私が調べた中では、ほぼ大企業に匹敵する給与水準にあると思うのですが、その中で、このような特例というものをつくっていく、各自治体がそういうふうな動きで持っていくということに関しては非常に違和感を覚えます。やはり、毎年こういう基準で合理的にこういうふうになります、こういうふうになりますというやり方をされたほうが、区民にとっても、区民が見た場合でも非常にわかりやすいし、我々もそれに対して何ら言うこともなくなるのですが、先ほど、いながわ委員からもありましたが、こういうふうに毎年変わってしまうのか。要は、毎年、人事委員会からこういうふうに答申されるわけですから、やはりその辺に疑問を非常に感じますので、それだけはちょっと指摘しておきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○中塚委員

今回、特別区長会が熟慮を重ねた上で改定を実施しないということで、正直、ほっとしているところでもあります。2つ伺いたいのですが、ということ、具体的には条例の改正という手続にはならないということでのよいのか。それを1点確認させていただきたいのと、もう一つは特別区長会の見解を伺いたいのですが、今回、民間との比較で、とりわけ職員構成について比較したことで、こういう人事委員会勧告が出たわけですが、職員構成を比較することに合理性があるのか。特別区長会はそのことをどう考えているのか伺いたいと思います。なぜならば、先ほど議論があったように、では来年どうなるのかということにもつながってくるので、特別区長会は職員構成を比較することについて合理性があると考えているのか、どう考えているのか。この点も伺いたいと思います。

○黒田人事課長

2つのご質問をいただきましたけれども、1点目の条例改正につきましては、今回、改定しないことを決定したということでございますので、給料表の改定、特別給の改正を実施いたしませんで、条例改正を今回、提案しないということになりますので、現在の条例の中に定めた給与でいくということになります。

2点目に、職員構成を比較することに対する特別区長会の見解はということでございますが、人事委員会のいわゆる給与の勧告の中で、ラスパイレス比較というやり方が、職層について役職と給与を、民間の事業所の役職と比較して出すというやり方。これは全国、同じやり方をやっているということでございますので、ここについては、人事委員会制度の中で定められた制度なのかと思っております。先ほど申し上げたとおり、今回、一過性のひずみがあったということで、一部のところに職員の偏りがあったというところでは、先ほど申し上げた係長職の拡大でありますとか、あと50代後半の職員が多いですので、年数がたっていきますと、職員構成自体が変わっていくということの中では解消されるべきものと思っておりますが、現時点ではひずみがあるというところでございます。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

1点だけ、一過性のひずみという表現になっておりますけれど、これはいつ解消されるのでしょうか。

○黒田人事課長

ただいま申し上げた高位号給になっているのが、年齢で言えば50代の中ほどから、この職員が多いという中では、60歳が定年ということであれば、当然、退職していけば給与自体が再任用の給料表に

定められた給与に変わるという意味では、給与水準が変わっていくことにはなりますが、23区全体での人事制度という中では、区において職員構成が違ってくることもありますので、これは、いつとはなかなか申し上げにくいのですが、解消されていくと考えているところでございます。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 上場株式等に係る配当所得等に関する住民税の税額再算定について

○伊藤委員長

次に、(3)上場株式等に係る配当所得等に関する住民税の税額再算定についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いします。

○伊東税務課長

それでは私から、上場株式等に係る配当所得等に関する住民税の税額再算定についてご報告させていただきます。お配りしてあります資料に沿って説明させていただきます。

まず1番「概要」です。平成29年度までの特別区民税・都民税、いわゆる住民税ですけれども、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得について賦課計算を再算定することとしたものでございます。

2番「原因及び経過」です。住民税の税額は、原則、確定申告書が提出されれば、その内容により算定されるものでございます。ところが、平成15年に地方税法に關係規定が創設され、納税通知書送達後は上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入できないこととされました。しかしながら、その趣旨・解釈が徹底されず、住民税の納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合でも、確定申告書の内容に従って、上場株式等に係る配当所得等を税額算定に算入して賦課していたというものでございます。

3番、再算定の該当者ですが、細かいところにつきましては現在調査中ということでございますけれども、80名ほどが対象となる見込みでございます。なお、該当者は、地方税法の規定で、増額の場合は過去3年、減額の場合は過去5年までさかのぼるといふことの規定がございますので、その総数として80名程度というところでございます。

4番、「今後の対応と周知」です。調査を経まして税額の再算定を行いまして、該当者へ、経緯を記載した文書とともに、税額変更通知書、そして追加徴収となる方へは納付書、そして減額となる方へは還付手続きに関するお知らせをお送りさせていただきます。また、区のホームページにも掲載して周知してございます。

5番「再発防止」についてです。税制改正に伴う法令等の解釈・処理方針を作成する際には、総務省、東京都からの通知書を正確に理解すること、意義について関係各省へ照会するなど事務処理に遺漏のないよう万全を期してまいります。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

これは、品川区だけで起きていることなのかどうかというのが非常に興味深いところで、品川区の税

務課が解釈を誤り税額の再算定につながってしまったというのか、23区全体を見て、こういうことが、あちらこちらの区で間違っ了解釈の中で税額の再算定になっているのか。その辺を1点と、税額の増額分、要するに、しっかり調べてみたらプラスアルファ、税金を払ってくださいというのが3年分さかのぼるといふか、そういうことですよ。それで、減額の場合、5年分対象という。減額ということは還付される。増額ということは追徴されるというイメージでいいのか、どうなのかということ。それで、増額された人というのは非常に、どういう形でまた、分割で納付するのか、それとも一括で納付してくださいということなのか。また減額の人に関して、要は還付手続に関しては一括して戻ってくるのか、どうなのかということ。できれば、増額分が一番多い人に幾らぐらいの増額になって、減額の方でどれぐらいが減額になるのかというのがわかれば教えてください。

○伊東税務課長

この解釈に関しましては、今、23区レベルで聞いているところでは、21区ほどが品川区と同じような解釈をしていたと聞いているところでございます。

それと、増額については3年、減額については5年、これは地方税法上に規定されているというところで、追徴と還付というところでは、還付のほうを少し長く、5年という形で救済していくという趣旨での規定となっているというところで、そこに合わせてやってございます。

それと、それぞれの納付なり還付ですけれども、基本的には一括での納付ということで通知を差し上げる場所ですけれども、その後の相談によっては分割ということも、当然、考えられますのでご相談には乗っていくという状況であります。

それと、大体の額というところでございますけれども、追徴の場合で最高で8万円余というところと、減額での最高で12万3,000円というような形でございます。少ないところでは数百円からという形になってございます。

○いながわ委員

今後の周知の部分で、郵送、送付するということですので、通常郵便なのか、どうなのかは別にしても、しっかり手元に届いて、配付して、中身を確認していただけるような形で、80名程度ということなので、しっかり手元に届くようにしていただきたいと思っております。急に来て8万円、高いか安いかわからないですけど、全然予期しないときに、いきなり8万円を一括で払ってくれと来たら、それは一般的には「どうしよう」という話だし、12万円が戻ってくるという人はうれしいのかもしれないですし、だから、そういう部分も含めてしっかりやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○中塚委員

再算定ということは、つまりは間違ってしまったということだと思っております。そういう意味では、冒頭の説明に、影響される方に対するお詫びといいますか、謝罪といいますか、それを表明するということが必要ではないかと。まずは具体的な手続の中でもそういうことが必要ではないかと思っておりますけれども、その点を伺いたいと思っております。あわせてもう一点、23区で、品川区を含め21区が今回こういう対応をするということですが、これに気づいたきっかけというのは何なのか。また、いつごろなのか。その点についても伺いたいと思っております。

○伊東税務課長

再算定という言葉を使わせていただいておりますけれども、要は、解釈の仕方が間違っていたということになりますので、そういう意味では、誤ったため、修正するということになります。それに伴いまして、先ほどの通知を差し上げるという中では、当然、経緯も含めて、迷惑をかけるということに対しておわびの言葉も入れるということを考えておるところでございます。

それと、今回の発覚の経緯というところでございますけれども、平成15年の税制改正の中でこのような形がとられたということはあるのですけれども、そのとき、自治体まで、正確に説明が伝わり切れていなかったというところはあるのかと思っているところです。先ほど21区と言いましたけれども、調査中のところを除いてということなのですが、聞くところによると、ほぼ全てというような状況なのかと、確定ではないのですけれども思っているところです。それで、平成29年にさらに税制改正があって、課税方式の選択ということが出たわけなのですけれども、それに伴っていろいろと調べている中で、そういう解釈なのではないかということから、疑義が出てきた。新しい制度で、平成29年以降の話の中で、付随して過去にさかのぼったら、前のはどうだったのかということまで気がついたというような経緯です。これは今年最初に、ある区から話が出たのが、たしか9月ぐらいだったかと思えます。

○中塚委員

いつ気がついたのかということで、今年9月に、ある区からということであれば、品川区というよりも、23区の中のどちらかの区がこの仕組みに気づいて、23区の例えば課長会などで共有しながら対応を考えていたということになるのか、伺いたいと思います。あと、私も大変不勉強であれなのですが、これは特別区だけの問題なのでしょうか。いわゆる全国的なことになるのでしょうか。もちろん、区に責任と非はあるものの、これが全国的なものであれば、やはり国の対応も当然問われてくる。過去にさかのぼって対応が問われてくる。そういったことが、やはり考えられるのですけれども、これは23区に限った話なのか、全国的な自治体のことなのか。だから、特別区はいろいろ仕組みがほかの自治体と違う点もあるので、私はその辺がよくわからないので、ご説明いただきたいと思います。

○伊東税務課長

課長会といいますか、その中で情報が漏れ伝わってきたということは確かにそのとおりでございまして、それでどうしていこうかという話があったところなのですけれども、そもそも平成29年の改正の中で、そういうことが明確になったということも一方であったということで、それが過去までさかのぼってやらなくてはいけないのかということをいろいろと検討してというか、内部的に調べていたということで、今の時期になったということだと思います。それぞれ各区の判断で、この間、再算定をして、適正に公平にという意味で、還付なり追徴なりをしていく区も出てきているという中では、品川区としても同じ形をとっていかなくてはいけないということで、今回、再算定するとしたということでございます。

もう一点、全国レベルかということなんです。全国レベルの話までは情報は持っていないところですが、少なくとも東京都内の23区以外の部分でも同じような状況があったというような情報は聞いているところでございます。それが全国レベルなのかということまでは、記録は持っていないので、多々あるかとは、感覚的には思っております。

○中塚委員

こういったことがないよう、今後とも点検をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○須貝委員

この件ですけど、私は、23区、全国の自治体で、それぞれ税務課でも一生懸命やられている中で、通達ですか、法律が変わったなどということ、やはりきちんと伝えなかったというところに、大きな問題があると思うのです。やはり私はこういうときは国に対して、通達が悪かったのではないかと、謝罪を逆に要求するようなことが必要ではないかと。東京都でもそうですけれど、それぞれいろいろ業務をこなしている中で、こういうふうになりましたと。それで、おそらく、税務関係ですから、公認会計士がどこかでたまたま見つけたのかもしれないですけど、これは平成15年に創設されたということですから、その間、多くの人数の方に迷惑をかけているのですよね。これは、品川区だけというならわかりますけど、日本全国で、おそらく同じような状況だと私は思うので、本当に一度ぐらい、国に謝罪を求めますというような意見書を出していいのではないかと思いますけれど、いかがですか。

○伊東税務課長

平成15年の改正で、平成17年度からそうなったというところなわけなのですけれども、今回、こういうことが発覚しまして、都および国にも、そのときの状況、なぜ我々がそういう解釈になったのかということについても説明を求めたところでもございますけれども、国は条文に書いてあるとおりと。わかりにくいからこういうことになったということなのですけれども、そのとおりの回答があったところなんです。追加で今もさまざま、いろんな形で問い合わせたいとは申し入れをしているところでもございますけれども、まだそれに対する回答はないところでございます。

我々もそのときの説明会の資料等を引っ張り出してみたのですけれども、確かにこのことに関して明確に書かれていなかったということを書いてみたのですけれども、いや、条文を読めばそのとおりでしょうという一点張りでございます。

○須貝委員

1つだけ、かなうのであれば、私はやはり、区が悪かったというようなことは書かないで、区民に報告してほしいです。国の曖昧な通達によって、こういう事件を起こしてしまったということは、やはりそもそもどこが決めたんだという話ですから、私はちょっとそういうふうにしていただきたいという意見を言わせていただきます。

○伊藤委員長

ほかにはありますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査

○伊藤委員長

次に、予定表2、所管事務調査を議題に供します。本日は、今期の委員会において決定いたしました調査項目のうち、人権行政のあり方について調査を行います。調査事項は、「安心しながわネットワーク」と「性的マイノリティーを取り巻く状況」の2点でございます。各調査事項の具体的内容であります。まず安心しながわネットワークについては、児童虐待・高齢者虐待といった社会問題の顕在化を踏まえ、それらを防ぐための当該ネットワークのあり方などについて調査してまいります。あわせて、性的マイノリティーを取り巻く状況については、当該者に配慮した制度等を考えるに当たり、まず委員会としても共通理解を深める必要がありますので、本日は、その方々が置かれている状況等について委

員会として調査してまいります。よろしくお願いいたします。

では、理事者よりご説明をお願いいたします。

○島袋人権啓発課長

それでは、所管事務調査、人権行政のあり方についてご説明いたします。まずはお手元の、人権啓発課作成、総務委員会資料、ホチキスどめで1ページから4ページのもの、別紙1、別紙2をご確認ください。

それでは、1ページ目よりご説明いたします。(1)「安心しながわネットワークの推進」でございます。児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者暴力など、家庭内で起こる暴力に対し、地域の見守りを強化するとともに、関係機関の連携により速やかな対応をとることにより、家庭内暴力をなくすことを目指しております。

①「ネットワーク構築の背景と現状」でございます。早期発見やその被害者への適切な保護・支援を図るとともに、関係機関が連携を強化し、虐待のない地域社会を創設することを目的として設置したものです。現状の体制といたしましては、別紙1「あなたの“気づき”が解決の一步」をご覧ください。特に裏面のページのほうもご覧いただければと思います。児童虐待や高齢者虐待、DVなどの家庭内での暴力や虐待が社会問題となっている一方、周囲の人が「虐待では？」と心配しても通報しにくい状況がございました。別紙1の裏面でございます。地域の気づきを区につなぎ、地域とともに見守ることで虐待やDVを防止することを目的に、平成22年10月に24時間受付の専用ダイヤルを2本、児童虐待とDV、それと高齢者虐待について開設いたしました。平成24年10月からは、法改正に伴い、障害者虐待に対する専用ダイヤルを追加したところでございます。平成27年4月にDV専用ダイヤルを増設いたしまして、ダイヤル数を4本に増やしたことで、「暴力・虐待」をキーワードに、どこに相談しても確実に24時間受け付ける仕組みを整えたところでございます。

次に資料1ページにお戻りいただきまして、しながわ見守りホットラインの実績でございます。件数が多い、少ないということよりも、地域の目がこれだけある。これこそが品川区らしさではないかと。また、見守りを重視していこう、ひいては子どもたちを、家族を助けることにつながっていけるのではないかと考えているところでございます。グラフをご覧ください。平成27年度は総数67件の通報がございました。平成28年度は63件、平成29年度は51件となっております。個々の内容を見ますと、児童虐待に関する通報が各年度とも一番多くなっており、平成27年度は41件、平成28年度も41件、平成29年度は26件でございます。区の件数につきましても、この推移を見つつ、各課で連携しながら、虐待の早期防止のための策を講じていきたいと考えているところでございます。

続きまして資料の2ページをご覧ください。②「虐待防止ネットワーク協議会の役割と構成員」について説明いたします。この協議会は、連携促進のための代表者会議という位置づけでございます。協議会の主な所管事項といたしまして、①虐待防止に関する情報共有、②早期発見、被害者の保護や支援に関する協議、③関係機関の連携方針の策定、④広報その他啓発活動などとなっております。協議会委員の構成は、こちらの表にお示ししたとおりでございます。

引き続きまして、③「今後の取組み」でございます。協議会の場で虐待防止に関し、関係機関との様々な情報の共有や啓発活動を通じまして、なお一層の連携に努めてまいります。また、児童・高齢者・障害者への虐待や配偶者暴力等を含めた包括的な虐待の未然防止・早期発見・適切な支援などを図ってまいります。今後、配偶者暴力相談支援センター機能の整備に向けての検討も進めていく予定でございます。

続きまして、資料3ページをご覧ください。(2)「性的マイノリティを取り巻く状況について」をご説明いたします。まずは定義でございます。お手元に配付させていただいております別紙2をあわせてご覧ください。

世の中では性的マイノリティーのことを、LGBTと表現したり、性自認、性的指向と表現したりしてございます。区といたしましては、公的機関などで作成されたパンフレットを活用することが妥当と考えておまして、このパンフレットには、困り事の相談先までしっかりと表記しているものでございます。このパンフレットは大変好評をいただいているところでございます。区におきましても、成人式において、都の許可をいただきながら増刷して配布しているところでございます。また、職員研修や講座でも使用することはもちろん、男女共同参画センター交流室におきまして、誰でも手軽に手にすることができるよう、パンフレット立てに置いてございます。

では、性的マイノリティーの説明でございますけれども、「出生時に判別された性(身体の性)と性自認(自分が認識している自分自身の性別)が一致し、かつ、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)は異性」というパターンに当てはまらない人たちは、性的マイノリティーあるいはLGBTなどと呼ばれています。LGBTは、代表的な性的マイノリティーの頭文字をとってつくられた言葉です。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー。さらに、こうしたLGBTの枠に当てはまらない人もいて、性のあり方はとても多様です。性的指向や性自認は、異性愛の人や自分の性別に違和感のない人と同じように、本人が決めたり選んだり変えたりするものではないと考えられています。その人のありのままを尊重することが大切であると言われております。

それでは、①をご覧ください。これまでの動きと経緯を表にいたしました。雑駁ではございますが、主だったところを説明いたします。主なところでは、2015年、平成27年でございますが、大きな動きがございまして、渋谷区と世田谷区で、いわゆるパートナーシップ制度が開始されました。同じ年に、内閣府による第4次男女共同参画基本計画には、多様な性自認・性的指向の人々の人権を尊重し、安心して暮らせる環境整備することの重要性が示されました。また、2016年、平成28年、セクハラに関しましてもさまざまな動きが見てとれると思います。2018年10月には、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が制定されました。理念法ではございますが、性自認および性的指向を理由とする不当な差別をしてはならないとしたものでございます。

次に4ページをご覧ください。②、他自治体での同性パートナーシップ制度における公的承認の状況を表にまとめたものです。また、職員や教職員、区内業者向けの対応指針、マニュアルについてです。文京区、豊島区で制定されているところでございます。

引き続きまして、③、品川区のこれまでの取り組みと対応でございます。表にお示ししてございますので、ご覧いただければと思います。区民の皆さんや地域への理解促進を図るため、なお一層、講座や映画会、講演会などを、引き続き開催してまいりたいと考えているところでございます。

最後に今後の対応でございます。1、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」(男女共同参画のための品川区行動計画第5次等)の中で、新たな課題として取り組む。2、多様性尊重啓発事業といたしまして、講座・講演会等、様々な形で継続実施してまいります。3、当事者の方を含む「交流の広場」等の開設し、理解し合える場所の提供等を検討してまいりたいと考えているところでございます。4、啓発パンフレットは、継続して、成人式や研修、講座等で配布する予定でございます。5、啓発パネルは、男女共同参画センター交流室において通年展示、人権啓発課講演会・イベントでの展示または貸出等を継続実施する予定でございます。6、職員に向けた研修は、職層研修をはじめ様々な機会

を捉え、継続実施してまいります。これらのことをしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

人権行政のあり方というのは多岐にわたっていろいろなことが同時に進行していっているのだというのを改めて感じたところなのですが、1ページで、「しながわ見守りホットライン件数の推移」と書いてあるのですが、これは、何というのでしょうか、過去5年はやっているのですが、これは所管で分析というのはしっかりやっているのか、どうなのか。例えば平成29年度だと、平成25年度に比べればちょっと高いですけど、合計が51件ということで、何というのでしょうか、単純に見れば、相談件数が少ないから、私たち品川区がやっている事業がしっかりと機能しているのだと思っているのか、それとも違う背景によるものなのか。そういうしっかりとした分析をしているのか、どうなのか。間違えた分析をすると、非常によろしくない結果を招いてしまうのではないかと思うので、そういう分析をしっかりとやられていると思うのですが、やってくださいというのが1点。

それと、別紙1の中にある、児童虐待に関して相談する番号があるのですが、東京都の児相も、構成員の中に入っていますが、連携というのは本当にしっかりとれているのか、どうなのか。例えば、東京都の児相に入った、もしかしたら虐待をしているかもしれないという情報が、瞬時に共有できる仕組みにはなっているのか、どうなのか。逆に言えば、今度、こちら側に来たものが向こうに伝わるのか。要は、連携がとれているかどうかということところです。一回、私もそういう相談を受けて、児相が何回もその家に行くのです。その家は、たまたま、聾というのですか、生まれつき難聴の人ですから、やはり声の出し方が、ちょっと違うわけです。そうすると、それが虐待をしているのではないかとって近所が通報する。それで、なかなか「中に入れさせろ」とか、すぐくごねて、「いや、うちは、これこれこういう理由ですよ」と言っても、なかなか引き下がらない。それは非常にありがたいことなのかもしれないですけど、要するにしっかりとした連携をとっていただきたい。そういうのはどうなっているのかということ。

あと、性的マイノリティに関しては、これは私ももっと勉強しなければ、調査して研究しなければいけないのですが、パートナーシップ制度における公的承認の状況ということで、渋谷区、世田谷区、中野区でやっている。ほかにも、下のアスタリスクに書いてある自治体でもやっている。それで、対応指針などを文京区、豊島区で制定しているのですが、品川区では、あくまでもここに書いてあるように、講座や周知・研修を徹底してやっていくという流れに今後もなっていくのかということ。これは、いろいろ、あちらこちらで講習や研修というのをやるのですが、やはり小学校か中学校か、どちらが適切かわからないんですけど、人権啓発の大きなくくりの中の一つとして、市民科になるのか、私はわからないんですけど、そこでの周知をしっかりとっているのか、どうなのか。もしやっているのであれば、そういう取り組みもしているということを書いても別にいいのではないかと。もちろん、所管が違うから載せられないのかどうかわからないんですけど。

あと、企業に向けて、品川区は何かやっているのですか。もちろん、品川区の職員に対しての研修というのは、庁内だからあれなのですが、大体、品川区の企業も大きな企業がありますので、そういうところにはどういう周知とかをしているのか、教えてください。

○島袋人権啓発課長

まず、1 ページ目の件数の推移のところでは件数を表示させていただきましたが、こちらは生活圏ごとの連携共有事業ということで、各課、例えば児童虐待でしたら子どもの部署、また高齢者虐待に関しましては高齢者の部署、障害者に関しましては障害者の部署、DVに関しましてはDVの生活圏ごとの情報提供という流れで進んでおるところですので、人権啓発課といたしましては、最終的にはこの協議会の中で各課の連携についての取り組みをお聞きしたり、皆様方にお見せしているところがございます。ですので、おのおののケースに関しまして、特に人権啓発課に上がってくるということではございませんで、まずは生活圏ごとの連携・情報共有から、その部門におけるケース対応までをしっかりと連携してやっているというのが、このシステムの流れでございます。

件数が平成29年度に落ちていたり、平成27年度に関しましては若干低目に出ているものがありますが、こちらはどのようになったかという理由は、東京都にお聞きしたところ、やはり警察での動きがとても早くなって、対応してくれているという回答がございまして、本当に命にかかわる場合がございますので、すぐに警察対応になっていく。また、警察が今まで以上に活発に行動をしてくれているという状況があるとお聞きしております。

次に、LGBTに関しましては、品川区の小中学校での内容はどうなっているかということでございますが、市民科の中で確実に実施しているところですし、私ども、今年の7月でございますが、講座をいたしましたときに、学校関係の皆様方にも、ぜひこういったものをやりますので、お時間がとれるようでしたら、来ていただきたいという旨をお話しさせていただきました。そのときには養護教員の方が、小学校ではございましたが、2名の参加をいただいたという経緯がございます。今後もいろいろな意味で、私どもがやる講座に関しまして、やはり教育の中で、小さいうちから知っていただきたい事項がございますので、こちらは周知を徹底してまいりたいと思います。

企業向けの啓発はどういうことかということでございますが、まず「マイセルフ」という、男女共同参画の情報誌がございまして、その中にコラム等が入っていますので、こちらは医療機関あるいは公的機関、図書館等も含むものでございますけれども、置いているところでございますし、男女共同参画センターは、商業・ものづくり課といろいろ連携してやっている部分がございますので、そちらの商業・ものづくり課のほうの展示物の中に一緒に入れさせていただいて、企業向けの周知をさせていただいたり、あるいは「企業と人権」というパンフレットが東京都から出てございまして、その中に、人権課題別取組の具体例として性別マイノリティの人権がございます。それから、年2回ですけれども「講演と映画のつどい」、憲法週間記念と人権週間記念のときですけれども、区内業者にダイレクトメールを出させていただいて啓発活動を続けているところでございます。

○いながわ委員

先ほど課長が、所管の分析は必要ではないかということに対して、東京都に聞いたと言っておりましたが、それは東京都のデータなわけですから。それで、東京都が言っている、警察がすぐ動くということも、動くケースと動かないケースがあるというのは間違いありませんから、それは本当にどこからどこが暴力なのか、警察も、動かないときは何度言っても動かない。だから、そういうのはしっかりと分析しないといけないですね。数値は出ているわけですから、この背景に何があるかを、東京都に聞いたならそう言っていますというのはちょっと違うのではないかと思いますので、しっかりとやってくださいということ。

あと、人権に関しては努力義務ではないわけです。しっかりと人権についてみんなが理解して、それ

に向かって走り出さなくてはいけないときなので、そういう時期なわけですから、例えば品川区に関連がある、いろいろな組織・団体もあるわけですから、逆にそういったところの人事課か何かいろいろなものを送付して、こういうのをしっかり掲げてくださというのを品川区から言ってもいいのではないかと。ただ送って、あとはどうなっているかわからない状況ではなくて、しっかりと掲げてくださというのを言って、点検してくださいぐらいは品川区から各企業に言ってもいいのではないかと思います。区職員には、徹底するのはあれなのですが、大体こういうのは各企業でそういうことが行われるとか、セクハラも含めて、そういった差別ということが行われているケースというのはものすごく多いと思いますので、そこをしっかりと品川区として周知していくということは大切だと思うので、もう一回、何かご答弁があったらお願いします。

○島袋人権啓発課長

企業に関してなのですけれども、今年の11月に初めて企業に対しまして、アンケートでLGBTの方に対する対応等をお聞きしてございます。皆様方にも報告させていただいたとおりなのですが、企業は、実際のところ、かなり早く動いていて、動きがよいという傾向が見てとれたところでございます。今後、私どもも、やはりこのアンケートをとったことによりまして、また次に何をしようかと、企業といろいろ検討しながら進めていくことができるかと思えますし、このアンケートを十分に活かしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○いながわ委員

今後の対応の中に、いろいろイベントなどやっているということなのですが、各企業の人事課の方にも、ぜひこういうところに来てください。人事課になるのか、コンプライアンス室になるか、わからないですけど、そういう方にもしっかりと来てくださと。それで、来た企業は、品川区は全部チェックするぐらいやらないと、人権啓発というのは全然前に進まないと思うのです。いまだに努力義務だと思っている会社もあるかもしれないし、小さくなればなるほど、そういうことが行われる可能性もあるし、大きければ、そこまで見えてこない部分もあると思いますので、そういうのをしっかりと、各企業とも連携をとって進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○中塚委員

初めに、安心しながわネットワークの推進ということですが、本当に、社会からあらゆるDVや暴力をなくしたいと私も思っております。その上で、しながわ見守りホットラインの件数と、先ほど分析の議論もありましたけれども、私は、これは本当に氷山の一角でしかないと思っております。その背景には、根強い、いわゆる男尊女卑だったり、また暴力を肯定していたり、さまざまあるかと思うのですが、区の認識を伺いたいと思います。

別紙1のチラシを読ませていただきました。児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、DV、配偶者やパートナーからの暴力、それぞれ説明がありますけれども、A4、裏表でこういうものがあったらいいとは思いますが、率直に言って、何が暴力に当たるのか。暴力を振るっている人は気づいていないという側面があるのです。いや、これは私の家庭のルールだとか、これは私たちの夫婦やカップルの形だとか、子どもへの対応だとか、随分と誤解や、中には偏見もあると思うのです。そういう意味では、何が暴力に当たるのか、身体的なものはもちろん、言葉、経済的、性的、さまざまあるかと思うのですが、そういうことの周知も、講演会などさまざまところで触れていच्छるとは思うのですけれど

ども、幅広く伝えていって、私も含めて自分自身をそのとき点検できるような形になっていくと、一歩ずつまた進んでいくのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○島袋人権啓発課長

確かに、どれが暴力でどれが暴力ではないかという差といたしまししょうか、それはやはり人それぞれによって感度が違いますので、どこから超えてしまうものなのかということは、やはり非常に難しい問題だと思っているところでございます。人権啓発課といたしましても、DVに関しましてですが、若者に対しまして、こちらは知っていただくことが重要ということがございますので、出張出前講座をやっております。昨年は高校にも行かせていただきましたし、そのような意味で、やはり人権啓発課のホームページや掲示板に書いてあるものを見ていただくなりして、男女共同参画センターに訪れていただいでご相談いただきながら、いろいろと検討していくということで、今、進めているところでございます。大分、3月ぐらいになりますと、高校のほうから新しい学年を迎えるに当たりまして、やはりデートDVに対する出張講座をしてくれという依頼も、このところ多くなってきているのかと思われま。

また、先ほどの1ページ目の実績の件数ですが、確かに、これで通報してもいいだろうかと悩まれることがあるかと思えます。でも、その悩みが、まずはそうではなくても気づきになっていきますし、そういった目が品川区にあるのだということ、私ども人権啓発課は皆さんに知っていただきたい。それから先は、各対応されているいろいろな課がございます。例えば児童虐待でありましたら、児童相談所から、あるいは区で考えますと子どもの関係部署につながっていく。私どもは、その手だてを整えるといいまししょうか。まずは、そういった、何か心配だけれど、とりあえず電話してみて、安心していただく。あるいは重要なケースにつながりましたら、きちんと対応していただけるように努めるものが責務だと考えておるところでございます。

○中塚委員

今のご説明で、暴力について、感度が違うというお話がありましたけれども、それはちょっと違うのではないかと思います。暴力というのは感度の問題や程度の問題ではなく、個人の尊厳を力で奪うもの、踏みにじるものであって、相手がどう思うかというところだと思うのです。そういう意味では、お互いの関係性の中で、力による支配はやはり許されない暴力だと私は思います。それほど批判しているつもりはないのですけれども、そういう意味で、ここで言っている児童、高齢者、障害者、配偶者への暴力やパートナーによる暴力とは何かを改めて伺いたいと思います。

○島袋人権啓発課長

確かに、行き過ぎた発言があったことは、ここで訂正させていただきたいと思えます。やはり、相手がどう思うかということが非常に重要だと思えます。受けとめ方がいろいろありますので、相手のことを思いやる心というのが実は人権の一番の大もとだと思えているところですので、まずは相手を思いやる気持ち、そして「あなたのそばにいて大丈夫なんだよ」ということがわかるようなことというのが、本当にふだんの日常生活の中で、きちんと実施すると言うと変なのですけれども、そういうことが行われていて、品川区で申しますと人権尊重都市品川宣言でございますが、この宣言文を、本当に日常の中で皆さんに知っていただきながらつながっていくのが一番よい状況ではないかと考えているところでございます。

○中塚委員

ぜひ、暴力のない社会の実現に私も力を尽くしたいと思います。あと、最近でもないのですけれども、昔から、スポーツ界における暴力は、深刻ですし、地域スポーツだったり部活の中だったり、中学・高

校・大学にも結果的に広まっている。スポーツをされている方々もさまざまスポーツの中での暴力をなくそうと取り組みはしているものの、根深い問題があると思いますので、さまざまな分野でぜひ対応を検討していただきたいと思います。

続いて、性的マイノリティーについて若干伺いたいのですが、資料にある3ページの一番下に、東京都が条例を成立させまして、性自認および性的指向を理由とする不当な差別をしてはならないとしているとありますけれども、区もこの立場と同じなのか。先ほどのスポーツについての見解と、区もこの東京都の条例の性自認・性的指向を理由とする不当な差別をしてはならないという立場かどうか、ご説明いただきたいと思います。

○島袋人権啓発課長

まず、オリンピックに関しましては、若干所管が違うところもございますけれども、東京都におきましては「オリンピック・パラリンピックと人権」というパンフレットをつくっておりますし、この10月にまさに条例を改正いたしまして、「オリンピック・パラリンピックと人権」の中にも、東京都がこのような条例を策定いたしましたという文言も入っております。品川区におきましても、人権に関しましては、大きなところで、各区と同じスタンスでいると感じております。条例に関しての区の考え方でございますけれども、区におきましては、やはり人権尊重都市品川宣言がございますので、その宣言文と、やはりまだまだ知っていただけていない部分があるので、そちらを周知すると同時に、やはり東京2020大会は、品川区も開催地域でございますので、きちんと皆さん方に知っていただくように啓発等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

私は、東京都の条例と同じスタンスという説明ではありますが、こだわっているのは、性自認および性的指向を理由とする不当な差別をしてはいけないとしているのと同じ認識か改めて伺いたいと思います。つまりは、実は理解促進なのか差別禁止なのかという議論がありまして、私は、差別を禁止するために理解を広げていきたいと思っているのですけれども、この議論があるだけに、品川区としては、この性自認および性的指向を理由とする不当な差別をしてはいけないと思っているのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○島袋人権啓発課長

実は、品川区の人権尊重都市のチラシの後ろに、23区唯一の人権宣言が25周年を迎えましたという書き出しで書いているものの中に、やはり性的指向を理由とする偏見や差別をなくそうということで、同性愛者など性的指向に関する少数派の人々への根強い偏見があり、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生しており、この問題について関心と理解を深めていくことが必要ということで、やはり啓発活動等を含めながら進めてまいりたいと考えているところでございます。また、性自認を理由とする偏見や差別をなくそうということに関しましても、同様に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

本当に、差別のない社会をつくりたいと思います。

冒頭の説明で、性的マイノリティーの方にとって、ありのままを尊重するという説明がありました。私もそのとおりだと思います。あわせて、ありのままを尊重するというのは、何も性的マイノリティーの方だけではなくて、いわゆるマイノリティーの逆の言葉のマジョリティーになるのですけれども、異性愛者だったり、また体と心の性が一致している方にとっても、ありのままにというのはとても大事だ

と思うのです。例えば、最近はどうなのでしょう、あまり聞かないですが、女性だからお酌しなければいけないとか、女性だから優しく接しなければいけないとか、逆に男性だから泣いてはいけない。また、男性に限っては、自殺率が高いという傾向もあるから、責任感から自分を追い詰めてしまう。さまざま、押しつけられたジェンダーによって苦しめられている実態があると思うのです。ぜひ、この性的マイノリティーの差別をなくし、また理解を進めていくのとあわせて、マジョリティーに対しても、要するに一人一人の問題なのだというメッセージが必要だと私は思うのですけれども、いかがでしょうかということです。社会的に立場の弱かった性的マイノリティーについての支援を進めていくことはもちろん必要だと思いますけれども、生活上や仕事上などのどこに困難を抱えているのか。そうした実態アンケートを実施したり、またこの間、求めてまいりましたが、同性パートナーシップ制度についても前向きに議論を進めていただけたらと思うのですけれども、あわせていかがでしょうか。

○島袋人権啓発課長

先ほど委員のご指摘の、誰もが自分らしくというところが非常に重要なポイントになるかと思います。それで、次期計画のマイセルフ品川プランでございませうけれども、性的マイノリティーの方だけではなく、実は大きなくくりといたしまして、共生社会というものをくくっているところがございませう。この共生社会というのは、先ほどのマイノリティー・マジョリティーの問題ではないのですけれども、性別や国籍の違いや障害のある・なしにかかわらず、多様な人々が、本当にいろいろな意味の多様です。働き方ももちろん、多様な働き方も含めてなのですけれども、多様な人々が対等な立場でお互いを尊重し、支え合って、ともに生きていく社会というのが、ある意味、共生社会という言葉になるかと思っていますのですけれども、この実現のために、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」をもう一歩、進める段階で検討してまいりたいと考えているところでございませう。

また、先ほど答弁が漏れましたけれども、スポーツと暴力というところで、部活動におきましては、運動部活動指導者講習会などで体罰について触れていると認識しております。

○中塚委員

さまざま進めていただきたいと思ひますけれども、まだまだ当事者と会ったことがないという話をよく聞くのですけれども、実際は自分の周りに、また家族や身内や地域の中に性的マイノリティーの方はいらっしやるわけであって、やはりそこを念頭に置いた仕事や生活をするということがとても大事なのだと私も思ひました。例えば私が学生のときは、学生といつても高校生や中学生も含めて、「彼氏はいるの」とか「彼女はいるの」と、異性愛を前提にした会話も私自身していたと、振り返って思ひて反省しているところだす。やはり、その言葉一つ一つで傷ついている人がいるということを知ることによつて、例えば聞き方が変わつたり、聞くときも少しいろいろ考へてから聞くよつになつたり、「恋人はいないですか」という聞き方に変えてみたり、さまざま接し方が変わつてくると思うのです。なので、ぜひ、どこにやはり違和感や苦しみがあるのか把握するためにも、世田谷区などは実施しているのですけれども、アンケート調査の実施や同性パートナーシップ制度についても前向きな検討が進められたらと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○島袋人権啓発課長

アンケートの件に関しましては非常に悩ましい問題があると、いつも答弁させていただいているところなのですが、実際にそれを書くことによつて、また人に知られてしまう。それが悩みだということがございませうので、まずはそういったアンケートも自信を持って回答できるよつな雰囲気というのですか、そういった状況を、つくるものも大事だすし、また人権の意識調査などでも、やはり性的マイノリ

ティーの方のこと等、設問を検討しておりますので、それは男女共同参画センターのほうの意識調査の中でさせていただいたところで、同じような設問なので、年代などがどのように違ってきているなどがわかるかと思っているので、その辺は今後の課題として検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

さまざまな取り組みをしていただいて、ありがとうございます。本当にさまざまな考え方、多様な考え方の人がおり、中でも、人権問題については、本当にさまざまケースがあると私は思うのです。その中で、Aはどうだ、Bはどうだ、Cはどうだ、Zはどうだとか、本当に大変だと思います。その中で、このパンフレットにありますけれど、しながわ見守りホットライン、24時間つながりますと、こういうものを、町会の掲示板なり品川区のふれあい掲示板なりに、片隅でもいいですから、常時、皆さんの目に届くようにしていただいて、そういう電話をしたら相談窓口に対しての橋渡しということを今後もやっていただいて、多くの人たちの声を聞いて、また励ましてやり、また相談に乗って、ここへ行かれたらどうですかとか、そのような対応をこれからもやっていただきたいと私は思います。意見だけ言わせていただきます。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○吉田委員

最初に資料の、これが結局、様々な所管課が絡んでくるから、今日は人権啓発課からのということだと思っておりますが、虐待防止ネットワーク協議会の役割と構成員で、これは、どういうときにどういうふうに、誰の呼びかけでどういうふうにかかっているのかとか、その辺の情報があれば伺いたいと思います。それと、結局、しながわ見守りホットラインも、24時間対応ですけど、24時間対応のところはあれですけど、それぞれの番号に電話をすると、それぞれの所管課に行くわけですよね。例えばDVとなると、これはどこにつながるのか。それから、結局、何時まで所管課に行くのか。24時間対応ですが、夜中などははっきり言って、ビルの管理会社に委託ですよね。そうすると、具体的な対応というのはどういうふうにかかっているのか。全庁的な仕組みだと思っておりますので、今お答えできる範囲で結構ですので、お答えいただきたいのですけれど。

○島袋人権啓発課長

2ページ目の「虐待防止ネットワーク協議会の役割と構成員」というところに関連してのご質問と受けとめました。まず、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱というものがホームページにも掲載されておまして、この協議会は実は、児童福祉法、昭和22年法律第164号第25条の2第1項に規定する、要保護児童対策地域協議会を兼ねるというもので、こちらは年1回開催するという定めがございますので、品川区虐待防止ネットワーク推進連絡協議会でございますけれども、構成員を見ていただきますと、ほぼ児童福祉法に言われております要保護児童対策地域協議会のメンバーと重なるところがございます。時期については、大体7月ぐらいに1度、区役所の中で開催させていただくというものでございます。こちらのメンバーを見ていただきますと、医療機関の関係、あるいは町会の関係、児相の関係の方々、民生委員の方々、人権擁護委員会の委員長の方々、家庭裁判所の調査官の方々、各警察の署長名でお出ししていますので、そちらの方々が一堂に会しまして、やはり顔の見える関係づ

くりをしているところでございます。なぜ7月に開催になってしまいますかというところなのですが、まず年度が変わりまして、7月に実施するに当たりまして、警察にも、やはり、このような会議への出席をお願いするに当たりまして、非常に時間がかかるものなので、時間的には4月から動かないと間に合わないということで、開催が7月ぐらいを目安にさせていただいているところでございます。

先ほどの番号が、各所管にというところだったのですけれども、確かに、別紙1のしながわ見守りホットラインの4つの番号でございまして、こちらは区役所の中の各対応していただく課につながりません。それで、閉庁時におきましては宿直に回りまして、そこから重要事項に合わせていろいろ動いていただくというものがございまして。また、開庁日でも、大丈夫なものにしましては、開庁日に速やかに担当課から対応していきます。一方で、本当に命に危険がある場合は、こちらの対応を待たずに警察にも一報をとということをしていただいているという流れになっておるところでございまして。

○吉田委員

本当に命にかかわるといふところなのですが、基本、110番、警察署などだと、何かあったら、もう遠慮なく、どんなケースでも警察署や110番に通報していただければと言っていたのですが、命にかかわるかどうかという判断を誰がするのかということなのです。だから、まずはこのホットラインに相談があった。それで、所管課につながるころは、それなりに所管課に関するところについては専門的な判断ができると思うのですが、宿直が、命にかかわらないと判断した場合や、この間、どなたかのご質問の答弁では、宿直は判断しないとおっしゃっていたと思うのですが、その辺の判断が一番心配なところで、そういう委託契約をしているのか、たしか管理会社だったと思うのですが、誰がどう判断して、その後の対応をするのか。確かに24時間、電話が通じるというのはすごく大事なことだと思うのですが、夜中とか明け方にかかってきた通報が、誰によってどういうふうに対応されていて、基本は次の日にそこからそれぞれの所管課に伝わるのかと思うのですが、本当に緊急の場合、それは緊急ですから110番してくださいと、そこが言うのか。あくまで電話をした人の判断に任せるのか。それは結構、何か、大変なことかと思うのですが、そこで判断を誤ったために命にかかわるといふこともあるわけですね。その辺が、どういうふうに考えられているのかということ伺いたいのと、それからDVというのは、具体的に所管課というのは、人権啓発課ですか。

○島袋人権啓発課長

まず、しながわ見守りホットラインにつきましては、第3回定例会でも議論があったかと思っております。まずは夜間・祝日受付マニュアルというものがございまして、それに基づきまして専用ダイヤル対応をしているところでございまして、本当に、先ほど委員のお話しされた、生命・体に危険が及ぶと、通報を聞いて感じたときには、通報者本人に110番通報をお願いしているところでございまして。また、それは同時に、宿直職員は、110番対応をした後、所管課長にも連絡を入れて、そのような事例があったことを報告していると聞いております。その後、開庁日に所管課長には、どうだったという、通報連絡表というものが届きまして、速やかな対応に努めているというふうになってございまして。

また、DVの相談場所ということでございまして、品川区の場合、男女共同参画センターにおいて、DV相談、本当に入り口なのですが、やっております。それと、もう一つは子ども家庭支援課でもやっておりますし、あと区民相談室でも相談ということでは受けていただいている部分があるかと思っております。

○吉田委員

わかりました。しながわ見守りホットラインのこの取り組みは、まずは本当に大事なことだと思うの

ですけれども、なかなか24時間、専門性のある人たちが対応できないという現実を踏まえつつ、できる限りきちんと命を守るということをやっていていただきたいと思います。

それで、先ほど出たご質問にもかかわるのですが、DVのところなのですが、DVというのは、「それは虐待だったんだ」とか、「自分は虐待されていたんだ」と気づくことが多い。それで、この間、人権の週間のイベントに行って、デートDVのパフレットを見たら、確かにと。今の時代だから、スマホなどでパートナー、これは男女に限りません、24時間、もう自分の行動を逐一見張られているような、それでちょっと冷たくすると、「もう死んでやる」とか、そのようなことも、デートDVに当たるのだと。だから、そういうことで悩んでいて、それを受け入れられない自分のほうが相手への愛情が足りないのではないかという方が、いらっしゃると思うのです。これだと、わりと、身体的なDVに限られているように見えるので、例えば、家庭だったら経済的なDVというもの、すごく今、取り上げられるようになっていますが、もう少しこれは、ほかのものに比べると、いわゆる古典的なDVの観念の範囲を出ていないという気がしますので、このパンフレット自体ももう少し検討していただけたらいいかと思います。

それから、この間、テレビのニュースでやっていましたけれど、歯医者との連携。歯医者が虫歯の状況で親のネグレクトに気づくという事例もあるということなので、いろいろ発見の芽はたくさんあると思うのです。そういうふうな関係だと、医師会や歯科医師会の会長などが、この虐待防止ネットワーク協議会に入っていると思いますね。その辺の具体的な一つ一つの団体との連携というのも、今後検討していただけたらいいかと思います。

それともう一個、所管課につながるのはよくて、これは所管課の対応というのは必要なのですが、結局、障害者虐待で言うと、障害者福祉施設従事者による虐待というのがこの項目に入るわけですが、高齢者も多分そうだと思うのです。そうすると、所管課としては、まずは当事者同士の解決となってしまうわけですが、それから、人権啓発課としては人権啓発で施策を進めていらっしゃるわけですが、それぞれの所管の施策としては、まずは当事者同士の解決となってしまうと、うっかりすると、このしながわ見守りホットラインが、一番その内容を知られたくない施設に通報が行ってしまったみたいなの、あなたたちで解決してくださいみたいになってしまう可能性があるのです、その辺を、それぞれの所管でやるべきことは当然として、人権啓発というところから、そういう協議も庁内でしていただけたらいいかと思うのですが、その辺についてももし見解をいただければと思っています。

○島袋人権啓発課長

まず、このチラシのDVというところなのですが、DVとデートDVというのは、やはり違うものがございます、統計上の計上も異なっておりますので、私たちは今回、11月ですけれども、広報の力をかりまして、男女共同参画センターに対して大きな特別ページをいただきまして、まさにデートDVに関すること、若い女性に対する暴力に関すること、大きく根を張らせていただいて、広報させていただいたところがございます。今までこういった機会はなかったのですが、今後、皆様方の目に触れるように、また広報におきましては、ホームページ上でも見ることができずし、SNS上でも、いろいろなものを使いながら見ていただくことが可能だと思いますので、必要に応じまして、また若者向けのところのサイトに飛ぶように協力をお願いいたしまして、見ていただけるような工夫をしているところがございます。ですので、デートDVに関しましては、先ほども申し上げましたけれども、今後もいろいろな面でやはり知っておくことが非常に重要なので、それを若いときから知っていただくような状況をつくってまいりたいと考えているところがございます。

また、所管課と人権啓発課のつながりというところですが、正直申しまして、やはり生活圏ごとの連携、情報共有が中心で、その後、こちらに上がってくるというシステムにはなってございませんので、まずは各ケース対応というところできちんと対応していただき、よい結果をつくっていただくことを思っているところでございます。

○吉田委員

なかなかやはり人権という視点で全体をつなぐということは、まだまだ始まったばかりなのかと思えますので、それはぜひ人権啓発課がリーダーシップをとるような形で進めていっていただきたいと思えます。さっきのデートDVなのですが、同じことが、やはり夫婦間でも経済的DVのことが抜けているので、それは家庭内のDVにも、ぜひ意識を持っていっていただきたいと思えます。

最後に性的マイノリティーのところなのですが、やはりまだまだ理解というところがすごく足りなくて、私も今年の講座に出させていただいて、性的指向になるのか。だから、バイセクシュアルというのはわかるけど、アセクシュアル。だから、ちょっと境がどうしてもわからなかったのですが、そういうものもあるし、また一方で、とにかく性的指向がない人たちというのがいると、中塚委員がおっしゃった、「恋人いるの」もだめ、余計なお世話なのです。全然そういう指向がない方たちもいらっしゃるといことで、まだまだ私たち自身も理解を深めていかなければいけないと思っておりますので、引き続きそういうものについては講座を企画していただければということをお願いしたいと思います。これは要望です。

○島袋人権啓発課長

先ほど答弁漏れがございました。ネグレクトに関しての歯科医師会の件でございますけれども、虐待防止ネットワーク協議会の中に歯科医師会は入っていらっしゃいます。今まで「マイセルフ」の冊子なのですが、医師会だけに配布していたという経緯がございまして、第58号からは、医師会、歯科医師会、薬剤師会にも配布させていただくようお願いしたところ、とても好意的に受けとめてくださりまして、今後も何かあったら連携したいというお声をいただいておりますので、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。ちょうど今、マイセルフ品川プランの素案のパブリックコメントがホームページで公開されております。その中で、自分の意見、また住所、名前、それから任意項目ですが、電話番号、ファクス、メールアドレス、年代、性別も入っているのですが、この性別が男女になっているのです。人権啓発のパブリックコメントでありながらも男女の性別になっているというところ、そこがちょっとどうなのかと思うのですが、これは改善することはできますでしょうか。

○島袋人権啓発課長

私どものほうで形式をするというのではなくて、区の中のパブリックコメントの様式というものがございまして、それにのっとり行っているところでございまして、今後の検討課題だと思っております。

○伊藤委員長

以上で所管事務調査を終了いたします。

(1)所管質問について

○伊藤委員長

次に、予定表3、その他を行います。

まず、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において吉田委員より、今定例会の一般質問に係る所管質問の申し出がございました。質問項目は、本多議員の一般質問の「区政運営について」の中から、「指定管理者への社会保険労務士等による外部評価の導入に関する検討状況」についてでございます。

これより所管質問を行います。申し出をした委員以外の方も議論に加わることができます。よろしく願いいたします。

それでは、吉田委員、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、改めまして質問をお願いいたします。

○吉田委員

12月6日の本多議員からの「区政運営について」というご質問の項目の中で、指定管理者の総括・モニタリングに関して、ご答弁の中で、客観性の担保のために、社会保険労務士・公認会計士による評価を、今、試行中であるというようなご答弁があったように理解しております。試行中ということがどういう形で試行されていて、今、検討段階がどの辺まで進んでいて、もしわかれば今後の方向性ということをどのようにお考えか伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長

それでは、本日、資料をご用意させていただきましたので、そちらをご覧くださいと思います。「指定管理者制度にかかる評価のあり方の検討状況」と題をつけさせていただいています。この趣旨というのは、記載のとおりでございますけれども、労働環境やサービス、法令遵守の状況といったことを、専門的な知見からも意見を取り入れながら、客観性を担保した評価を行っていきたいというところがございます。これを施設の管理運営やさらなるサービスの向上につなげるといったことを趣旨・目的といたしまして、検討しているというものでございます。

新たな評価手法の試行状況ということで、大きくは2点です。1点目は、社会保険労務士の労働環境チェックということ、これはアのところから平成26年度からと記載させていただいております。実は記載にはないのですが、年度途中で区の内部の検討がありまして、平成26年度の途中から始めたというものでございます。それで、社会保険労務士にお願いしましてチェックしたところですが、平成28年度に1回、総括といいますか、内部で検証した結果、社会保険労務士との検討の中で、評価の項目、チェックの項目というのを1回ここで改めた経緯がありましたので、またそこから平成28・29・30年度において試行という形で続けているといった状況でございます。この試行の結果につきましては各施設にフィードバックをしまして、いろいろチェックいただいたことについて改善していただいているという状況でございます。

それから(2)番のところ申しますと、これは事業・運営状況調査ということで、これは主に利用者へのアンケートであったり、それから財務状況のチェックといったところを、平成29年度から試行的に始めているというものでございます。これも、結果を各施設にフィードバックしまして、施設目的の実現、適切な運営につなげていくということをやっております。

今後の進め方、方向性でございますけれども、こういった試行状況を踏まえて、現在のモニタリング評価、これは毎年、各施設、セルフチェックという形で行っておるんですけど、このやり方に加えて、

公認会計士等々に入っていただくチェックというのを新たに入れて、これは会議体にするのか、どういう形にするかで検討中でございますけれども、そういったことをやりながら評価していきたいと。そういったことで、モニタリングの評価、総括シートの内容、それから評価の時期、毎年やるべきなのかといったことも含めて、今、検討しているといったことでございます。

平成31年度、新しい年度になったところで、全面的にやるのか、それとも段階的ということも含めて、やれることはやっていきたいと思っておりますので、平成31年度に何らかの形でのお見せといえますか、進めていきたいということでございます。

○吉田委員

平成26年度から始まっているということなのですが、施設の選び方といいますか、同じ指定管理といっても随分性格が違うと思うのですが、毎年全然違うタイプの施設を2施設ずつ選んで、それをずらしているとか、その選び方というのを教えていただけるなら教えていただきたいのと、評価項目を改めたというのは、多分、それまでの評価の仕方に課題が出てきたからかと思うのですが、その辺も、もし今わかったら教えてください。

それと、(2)の事業・運営状況調査なのですが、財務状況の確認というところに、公認会計士が入ってくると理解しているのでしょうかというのが1つ。それから、財務状況は公認会計士だと思うのですが、利用者へのアンケートの内容などはどこで検討されて、どういうふうを実施されたのか伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長

まず、社会保険労務士がチェックする施設の選び方です。これも試行というところで、我々もどういったところからというのはあったのですが、大体、年に2施設ぐらいつつで、初め、いわゆる民間企業といいますか、社会福祉法人などではなく民間企業といったところから始めまして、例えば区民住宅であったり、そういったところなんです。それから、公益財団法人の品川区スポーツ協会といった財団系のところをやりまして、平成27年度以降には、例えば社会福祉法人の新生寿会だったり、こういったところを順次、同じ2施設でも違う種類の施設を選びながら、それぞれ特徴が出るかと思いましたので、やっていったというところがございます。

それから、あと評価の選び方は、正直申し上げて、評価の項目は非常に多くて、施設側の負担がかなり大きいということが途中で見えてきました。いわゆるこれは監査のようなものですから、非常に時間がかかるというのがありまして、それは社会保険労務士のほう負担もあつた部分がありますので、では評価の仕方について、例えば面接の時間を少し変えてみるとか、そういったところの変更をやっていったというのが途中の経過でございます。

それから、財務状況のチェックのところなんです。最終的に財務状況のチェックをしていただいているのは公認会計士になるのですが、サービスの利用者へのアンケート等は、区もどういったことをアンケート項目にするか、これは施設によって内容も変わるところはありますので、これは事業者、いわゆるそういうものを専門にしているコンサルタントの知見を伺いながら、こういった項目をアンケートしたらどうだろうかというのを、幾つか項目出しをしながら試行している。その事業者のほうにも公認会計士がいらっしゃいますので、今回はそういう事業者にお願いしながら進めていった状況でございます。

○吉田委員

わかりました。今のお話を伺っていると、結局、今後はそういう客観性を担保するため社会保険労務士や公認会計士による評価が進んでいく、事業報告についても進んでいくと理解するのですが、次年度

からの公表というか、やり方については、今、検討中というような理解でよろしいのでしょうか。生活者ネットワークとしては、ぜひこの評価の仕方は、全施設を対象にさせていただきたいというのと、結果についてぜひ公表していただきたいというのが希望なのですが、その辺についてコメントはいかがでしょうか。

○柏原企画調整課長

次年度に向けてどういった形でやっていくかというところでの、今、検討をまさにしているということでございます。これまでの試行という形で進んでまいりましたので、形としてどういう形にするかを今決めているところです。ですので、例えばサイクル、これも毎年全部というのは到底、厳しいので、例えば何年かに1回、例えば5年という1つのサイクルがありますので、その中でどのタイミングでやるかとか、そういったことも含めて検討しています。それにあわせて、通常のモニタリングも毎年の評価とあわせて検討しているといった状況でございます。それに伴いまして、それをどういった形で、議会にお知らせできるかというのも、あわせて検討していくといった状況でございます。

○吉田委員

ぜひ、少なくとも議会の中で指定管理者というのは決めていくわけですし、それから評価もしていると思います。そのときに、何を視点として持ったらいいのか、今出されている資料だと、すごく難しいのではないかと思いますので、これが進められて、議会の中での指定管理者の評価。評価というのは厳しい評価ばかりではなくて、こういう指定管理者はすごくやはりいいよねという評価にもつながるわけですから、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。これは意見です。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○中塚委員

多岐に伺いたいと思いますが、資料に、社会保険労務士による労働環境チェックとありますけれども、どのような共通項目でチェックしているのか伺いたいと思います。例えば給与や年休取得率や休暇や超過勤務の実態や労働時間など、さまざま労働環境といっても把握の仕方があるかと思うのですけれども、どこを共通項目としてチェックされているのか伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長

労働環境チェックのところですが、今ご指摘があったところ、いわゆる一般的に言われる労働の環境、休暇であったり給与の面であったり福利厚生であったり、法令に照らし合わせながらということで、この部分については、ほぼ全てチェック内容に入るというものでございます。

○中塚委員

とりわけ社会福祉法人のところでは、いわゆる介護業界などでの離職の問題、定着しづらいなど、さまざまこれまで議論されてきただけに、指定管理者の状況がどうなっているのかというのは大事なポイントだと思っておりますし、法人によってはさまざま努力もされていると伺っております。それだけに、労働環境について、モニタリング評価の中なのか、また議決のときなのか、要するに議決や報告のときに、しっかり議会に資料を示していただきたいと思うが、いかがかということと、従来、区は指定管理者で働いている者の労働条件については把握しないという立場であったかと思いますが、今回の動きというのは、区自身も、例えば平均給与だったり勤続年数だったり、その労働条件を把握するという立場なのか、伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長

まずお示しの仕方の部分でございますけれど、それからどういった施設をどういったタイミングで出すかといったことも含めて、今、検討しているということでございますので、中身についてはもう少しお時間をいただきながら、お示しできる形に持っていきたいと思っております。

それから、労働環境チェックだけに焦点を当てているのではなくて、我々は施設管理、これは公の施設ですので、区の施設としてのありようといいますか、それがきちんと運用されているのか、ちゃんと事業として成り立っているのかというトータルなところで考えた中で、こういった社会保険労務士のチェックであったり、それからサービスのチェックであったり、請け負っている事業者の状態であったり、それらをトータルでみて客観性を担保したいといったところが目的でありますので、1点だけを集中してやるということではないというところをご理解いただければと思います。

○中塚委員

もちろん1点集中というわけではなくて、ここだけのテーマで聞いているという趣旨なのですが、先ほど伺ったのは、区はこれまで指定管理者で働いている方の労働条件は把握しないという立場だったけれども、今後は区も把握して、公表の仕方は今検討されているという話がありましたけれども、区としてもそれぞれの指定管理者、とりわけ社会福祉法人の労働条件を把握するという立場ということなのか、そうでないのか、ぜひ把握していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長

繰り返しの部分はあるのですが、公の施設としてきちんと運営、事業がなされているか、人云々ということにフォーカスするのではなく、事業を運営するためにきちんとした状態にあるかどうかというのを確認するという趣旨でやってきているものでございます。

○伊藤委員長

ほかになれば、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○伊藤委員長

次に(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり申し出をいたします。

(3) 委員長報告について

○伊藤委員長

次に(3)委員長報告でございますが、議案審査の結果報告につきましては、正副にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

(4) その他

○伊藤委員長

次に(4)その他でございますが、その他で何かございますか。

○中元広報広聴課長

先ほどの新妻副委員長からのご質問に対して、人権啓発課長がお答えした内容で少し補足説明させていただきたいものがございますので、発言をよろしく願いいたします。

先ほどの品川区民意見公募手続の件でございますが、品川区区民意見公募手続の実施に関する要綱の第7条3項に、意見を提出する者は、意見等を提出するにあたり、次に掲げる事項を明示するものということで、氏名および住所までとなっております。そういったところでございまして、そこは広報広聴課と人権啓発課で連携をとりながらやらせていただきたいと思います。

○新妻副委員長

任意になっているということですね。ホームページ上も任意になっているのです。ただ、任意であるけれども、その表現というところはまた今後しっかりとご検討をいただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかに、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後 0時24分閉会